

2018年10月18日

各 位

ツカモトユーエス株式会社  
代表取締役社長 西村 隆

## 公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、2018年10月18日付にて、株式会社NTTドコモ様が発注するユニフォームに関して公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたのでご報告申し上げます。当社はこの事を深刻に受け止め、かねてより公正取引委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

この度の命令を厳粛に受け止め、今後、より一層の内部統制・コンプライアンス体制の強化を図り再発の防止に努めてまいります。お取引様はじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

### 排除措置命令の概要

株式会社NTTドコモ様が発注するユニフォームの取引に関し、独占禁止法第7条第2項に基づく排除措置命令を受けました。違反行為を取り止めていることを確認し、今後、同様の行為が行われないよう取締役会において決議すること、株式会社NTTドコモ様や関係各社に通知し、自社の従業員に周知徹底すること等を命令されました。

### 課徴金命令の概要

納付すべき課徴金の金額 211万円

納付期限 平成31年5月20日

当社は、課徴金減免制度の適用を申請した結果、同制度が適用され、課徴金額の50%の減額が認められております。

### 再発防止策の実行

独占禁止法遵守に関する内部統制やコンプライアンス強化等を実行し、内部通報制度、外部監査等を一層強化し、独占禁止法に対する取り組みを更に高めていきます。独占禁止法に関する社内教育の実行、取締役や全従業員に対して独占禁止法の認識を強化し、社内教育を実施し、再発防止に努めてまいります。

以上